

(1) 募集要項等に係る質疑回答書

(様式1-1)

質疑番号	資料名	資料ページ番号	見出し番号	質問	回答
1	募集要項	4~6		設計技術協力業務を行う、設計技術協力主任技師(機械設備)、設計技術協力主任技師(電気設備)は、乙型建設工事共同企業体の代表企業の従業員が従事するという点でよろしいでしょうか。	設計技術協力業務の「設計技術協力主任技師」は、乙型建設工事共同企業体の代表企業の従業員が従事します。
2	募集要項	6	カ	建築工事の甲型建設共同企業体の代表者としての要件である【カ】(上川総合振興局管内に職員を常勤させている出先の営業所または事務所を有すること)を証明する書類として、どの様な物が必要でしょうか。	会社の営業所等の所在が記載されている会社概要や会社パンフレット等、自社ビルであれば登記簿の写し、賃貸であれば賃貸契約書の写しを添付して提出してください。 また、職員が常駐している確認資料としては、当該事業所が労働基準監督署に提出している時間外労働・休日労働に関する協定届を提出してください。
3	募集要項	7	(4)-2	エ 上川総合振興局管内に本店または支店(主たる営業所)を有する者とありますが、「上川総合振興局管内に本店または支店を有する者」という解釈でよろしいでしょうか。	「上川総合振興局管内に本店または支店(主たる営業所または従たる営業所)を有するもの」に訂正いたします。 併せて、募集要項8(4)-1のカ・キ・ク、(4)-2のエ・オ、(4)-3のエ・オについて、「本店または支店(主たる営業所)」の箇所を「本店または支店(主たる営業所または従たる営業所)」に訂正いたします。
4	募集要項	7	(4)-2	オ 富良野市に本店または支店(主たる営業所)を有する者とありますが、「富良野市に本店(主たる営業所)を有する者」という解釈でよろしいでしょうか。	「富良野市に本店または支店(主たる営業所または従たる営業所)を有するもの」に訂正いたします。 併せて、募集要項8(4)-1のカ・キ・ク、(4)-2のエ・オ、(4)-3のエ・オについて、「本店または支店(主たる営業所)」の箇所を「本店または支店(主たる営業所または従たる営業所)」に訂正いたします。
5	募集要項	5	8'(3)	ウ「設計技術協力業務全体の管理技術者」は、建設業務の「総括責任者」、「現場代理人」または「監理技術者」と兼任することが可能と考えて宜しいでしょうか。	設計技術協力業務の管理技術者と、建設業務の総括責任者、現場代理人または監理技術者は、異なる技術者を配置してください。 なお、設計技術協力業務の管理技術者は設計技術協力主任技術者(総合)との兼任、建設業務の総括責任者は現場代理人との兼任は可能です。
6	実績評価項目及び配点			各評価項目①に「技術者として従事した実績」とありますが従事期間の条件は無いと考えて宜しいですか。	工事の主要期間に従事した実績とします。 工事に従事した期間・実績を確認する書類として、工事実績情報システム(CORINS)の業務カルテ、又は契約書の写しと建物概要・面積・従事した実績(体制図、工程表、従事証明書等)を添付してください。
7	実績評価項目及び配点			各評価項目①に「実施設計又は工事」とありますが、参加申込書提出の前日までに、実施設計業務は業務中、工事は施工中でも実績に該当すると考えて宜しいですか。	募集要項8(3)イに基づき、実施設計業務または工事を元請けとして履行した実績とします。なお工事については、参加申込書の提出日の前日までに元請けとして工事請負契約を締結し現在履行中であることを証明できるものは実績に該当しますが、現在履行中の実施設計は実績に該当しません。
8	実績評価項目及び配点			各評価項目(ア)(イ)に「新築」とありますが、建築基準法における「増築」、「改築」による工事も該当すると考えて宜しいでしょうか。	増築部分の面積が記載面積以上の場合は対象とする。 改築については該当するものとします。
9	実績評価項目及び配点			各評価項目(ア)(イ)の「地方自治体、国や国の機関」についてPPP、PFIの実績も該当すると考えて宜しいでしょうか。	PPPは、地方自治体、国や国の機関が発注する業務・工事を元請けとして履行した実績を該当するものとします。 PFIは、地方自治体、国や国の機関が発注する事業について、コンソーシアム・SPCから業務・工事を元請けとして履行した実績を該当するものとします。
10	実績評価項目及び配点			各評価項目(ア)の「民間オフィスビル(本社ビル)について、本社、本部機能を有する施設を含む複合施設の実績も該当すると考えて宜しいでしょうか。	民間オフィスビルにおいて本社ビル機能部分の面積が3500㎡以上を対象としますので、面積が確認できる資料を提出してください。
11	実績評価項目及び配点			各評価項目(イ)の「文化・交流施設」について、文化・交流施設を含む複合施設の場合、「延床面積2500㎡以上」とは施設全体の面積と考えて宜しいでしょうか。	複合施設の場合は文化・交流施設部分の面積が2,500㎡以上を対象としますので、面積が確認できる資料を提出してください。